

議案第16号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように制定する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の改正により、規定の整備を行う必要があるため、本案を提出するものであります。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「障害程度区分判定審査会」を「障害支援区分判定審査会」に改める。

(小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第3条 小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(小金井市障害程度区分判定審査会条例の一部改正)

第4条 小金井市障害程度区分判定審査会条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 小金井市障害程度区分判定審査会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小金井市障害支援区分判定審査会条例

第1条中「小金井市障害程度区分判定審査会」を「小金井市障害支援区分判定審査会」に改める。

(小金井市障害者福祉センター条例の一部改正)

第6条 小金井市障害者福祉センター条例(平成5年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 小金井市障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(小金井市国民健康保険条例の一部改正)

第8条 小金井市国民健康保険条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

議案第16号資料

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

特別職の給与に関する条例（第1条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------|-----|----|----|--|--|--|-----------------|----|--|--|----|--|--|--|--|----|------|-----|----|----|--|--|--|-----------------|----|--|--|----|--|--|--|--------------|
| <p>別表第3（第2条関係） 報酬額表</p> <table border="1" data-bbox="206 616 981 863"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>障害支援区分判定 審査会</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>付 則（抄） この条例は、（中略）ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | 職名 | 支給区分 | 報酬額 | 備考 | 省略 | | | | 障害支援区分判定 審査会 | 省略 | | | 省略 | | | | <p>別表第3（第2条関係） 報酬額表</p> <table border="1" data-bbox="1057 616 1832 863"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>障害程度区分判定 審査会</td> <td colspan="3">省略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">省略</td> </tr> </tbody> </table> | 職名 | 支給区分 | 報酬額 | 備考 | 省略 | | | | 障害程度区分判定 審査会 | 省略 | | | 省略 | | | | <p>規定の整備</p> |
| 職名 | 支給区分 | 報酬額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害支援区分判定 審査会 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職名 | 支給区分 | 報酬額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障害程度区分判定 審査会 | 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第2条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|------|------|----|
| | | |

| | | |
|---|---|------------------------|
| <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第7項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>付 則（抄）</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（<u>同条第6項</u>に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> | <p>規定の整備</p> <p>同上</p> |
|---|---|------------------------|

小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第3条関係）

| | | |
|------|------|----|
| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|------|------|----|

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> <p>付 則（抄）</p> <p>この条例は、（中略）ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p>(介護補償)</p> <p>第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) 省略</p> | <p>規定の整備</p> |
|---|--|--------------|

小金井市障害程度区分判定審査会条例（第4条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|--|--|--------------|
| <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、小金井市障害程度区分判定審査会（以下「判定審査会」という。）を置く。</p> <p>付 則（抄）</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、小金井市障害程度区分判定審査会（以下「判定審査会」という。）を置く。</p> | <p>規定の整備</p> |

小金井市障害程度区分判定審査会条例（第5条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|---|--|------------------------|
| <p><u>小金井市障害支援区分判定審査会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、<u>小金井市障害支援区分判定審査会</u>（以下「判定審査会」という。）を置く。</p> <p>付 則（抄）</p> <p>この条例は、（中略）ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | <p><u>小金井市障害程度区分判定審査会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、<u>小金井市障害程度区分判定審査会</u>（以下「判定審査会」という。）を置く。</p> | <p>規定の整備</p> <p>同上</p> |

小金井市障害者福祉センター条例（第6条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|--|---|--------------|
| <p>(事業)</p> <p>第4条 障害者福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の生活介護に関する事。</p> <p>(2) } { } 省略</p> <p>付 則 (抄)</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条 障害者福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項の生活介護に関する事。</p> <p>(2) } { } 省略</p> | <p>規定の整備</p> |

小金井市障害者福祉センター条例（第7条関係）

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|--|--|--------------|
| <p>(事業)</p> <p>第4条 障害者福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) } (2) } 省略</p> <p>(3) <u>法第5条第12項</u>の自立訓練に関する事。</p> <p>(4) } { } 省略</p> | <p>(事業)</p> <p>第4条 障害者福祉センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1) } (2) } 省略</p> <p>(3) <u>法第5条第13項</u>の自立訓練に関する事。</p> <p>(4) } { } 省略</p> | <p>規定の整備</p> |

| | | |
|---|--|--|
| <p>付 則 (抄)</p> <p>この条例は、(中略)ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条の規定は、平成26年4月1日から施行する。</p> | | |
|---|--|--|

小金井市国民健康保険条例 (第8条関係)

| 改正条例 | 現行条例 | 備考 |
|--|---|------------------------|
| <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号) 第58条の指定自立支援医療 (<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。)) <u>第1条の2第3号</u>に規定する精神通院医療に限る。) に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 } 5 } 省略 6 }</p> <p>付 則 (抄)</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> | <p>(結核・精神医療給付金)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 精神医療給付金は、被保険者が<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号) 第58条の指定自立支援医療 (<u>障害者自立支援法施行令</u> (平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。)) <u>第1条第3号</u>に規定する精神通院医療に限る。) に関する給付を受ける場合であつて、支援法施行令第35条第1項第3号又は第4号に該当する者である場合に支給する。</p> <p>3 } 5 } 省略 6 }</p> | <p>備考</p> <p>規定の整備</p> |